豊橋市教育委員会定例会会議録

平成28年5月26日 開催

署 名 者

豊橋市教育委員会 山 西 正 泰 教育長

高橋豊彦委員

渡辺嘉郎委員

豊 橋 市 教 育 委 員 会

平成28年5月26日(木)午後3時00分、豊橋市教育委員会定例会を教育委員会室 において開催し委員参集す。

出席委員

山 西 正 泰 教育長、高 橋 豊 彦 委 員、朝 倉 由美子 委 員、 芳 賀 亜希子 委 員、渡 辺 嘉 郎 委 員

説明のため出席した職員

豊橋市教育委員会事務局

加藤 喜康 教 育 部 長 監 駒木正清 教 育 金子尚央 教育部次長 村田敬三 教育政策課長 守 田 雅一 学校教育課長 小 田 恵司 保健給食課長 村田直広 生涯学習課長 天 野 年 雄 図書 館 長 三世善 美術博物館副館長 徳 科学教育センター事務長 加藤晴康 中村一吉 自然史博物館事務長

議事日程

4月定例会会議録の承認

1 議案

議案第22号 委員の委嘱について 議案第23号 講師の処分について

2 協議事項

総合教育会議の協議事項について

3 報告事項

教職員のストレスチェックの実施について

4 定例会の日程等について

それでは、ただ今から豊橋市教育委員会5月定例会を開催します。

最初に、会議録署名者の決定をしたいと思います。教育委員会会議規則第23条により、私から指名させていただきます。

今回は、高橋委員と渡辺委員にお願いしたいと思いますが、ただ今の指名にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

ご異議がありませんので、そのように決定をいたしました。それでは、議事日程に沿って進めてまいりたいと思います。

「4月定例会会議録の承認」ですが、これについて何かご意見はございませんか。

(「特になし」の声あり。)

(教育長)

特にご意見、質問がありませんので、この内容により公開して参ります。 それでは、「日程第1 議案」に移りたいと思います。 議案第22号「委員の委嘱について」を事務局から説明してください。

■教育政策課主幹 議案第22号について説明(別添資料)

(教育長)

ありがとうございました。 何か、ご意見、ご質問はありますか。

(朝倉委員)

豊橋市立小・中学校通学区域審議会委員について、自治連合会役員から選出された方は、どこの校区の方でしょうか。

(教育政策課主幹)

羽根井校区です。

(教育長)

他に何かご意見、ご質問はありますか。

(高橋委員)

豊橋市自然史博物館協議会委員について、PTA連絡協議会役員の選出区分が、社会教育関係者から家庭教育関係者に変わったのは、教育委員会の中でPTAの方々の位置づけが変わったということなのでしょうか。

(自然史博物館事務長)

表記の仕方でして、どちらも博物館法の施行規則に記載があります。より分かりやすくなるように変更いたしました。家庭教育関係者というのは、お子さんが小中学校に通っている方ということです。

(高橋委員)

教育委員会の中でPTAの方々の位置づけが変わったというわけではなく、表記の仕方を変えたという範疇の中の話ということで理解すればよろしいですか。

(自然史博物館事務長)

そうです。

(教育長)

他に何かご意見、ご質問はありますか。特にないようですので、「議案第22号」は、 原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

ご異議がありませんので、「議案第22号」は原案のとおり決定をいたしました。 それでは、次に、議案第23号「講師の処分について」は人事に関する案件であるため、豊橋市情報公開条例第6条第1項第1号の規定により、「非公開」としたいと思いますが異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

それでは、議案第23号「講師の処分について」の説明を事務局からお願いします。

【非公開部分】

「議案第23号」は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、「日程第2 協議事項」に移ります。

協議事項(1)「総合教育会議の協議事項について」を事務局から説明してください。

■学校教育課長 協議事項(1)について説明(別添資料)

(教育長)

今回の協議事項については、教育委員会としての意見をまとめて、総合教育会議で市長と議論をする基となるものですので、委員の皆様から様々な角度でご意見をいただいて、この場で合意形成を行って臨みたいと思います。ただ今の説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(渡辺委員)

発達障害児童生徒の人数についてですが、医師の診断なしという子が増えています。 教員がアンテナを高くしていることで、児童に対する見方が変わり、その結果人数が増えているのだと思いますが、医療機関にうまく繋げ、医師の診断を得る仕組みが必要なのではないかと思います。

(学校教育課長)

個々の子どもに合った適切な支援を早い時期にすることが、子どもにとっては一番幸せなことだと思います。

学校では、病院に行ってはどうかと保護者に勧めることもありますが、主に、保護者の心配事を聞いたときや、子どもの状況を保護者に報告する際に、教育相談室やこども発達センターへ繋げています。あくまでも保護者の発達障害に対する理解や支援への需要というものを考慮したうえでのことですので、発達障害児童生徒の全体数の増加に対して、医師の診断のある児童が比例していないという状況になっています。

(渡辺委員)

そのとおりだと思いますが、学校医をうまく使っていく仕組みはできないでしょうか。 学校医から保護者に対して受診を勧めるといった仕組みを作るために、医師会と協議が できないでしょうか。

(高橋委員)

保護者には、子どもが発達障害だと診断されると、どうなってしまうのかという不安 があると思います。発達障害に対する認知のハードルを下げる工夫が必要だと思います。

親が必ずしも発達障害を的確に判断できず、適切に対処できない場合があります。適切に対処ができれば、子どもは伸びていく可能性を秘めています。ただ、教員の力だけでは難しいので、専門家である医者が後押しをすることによって、そういった子どもが増えていけば良いと思います。

(朝倉委員)

医師の診断があり、周りの認知を受けた状況で教育を受けている子が、必ずしも良い 状況になるかどうか分からないといった不安があります。

(渡辺委員)

医師の診断があれば必ず良い状況になるかというと、適切な対処ができない場合は必ずしもそうではないと思います。ただ、適切な対処をするためには、まずは医師の診断がないと、先には進んでいきません。発達障害は、早い時期から対処をしていくことが基本だと思います。

(教育長)

私の体験談なのですが、薬の処方によって、発達障害を持つ児童が落ち着いて生活できるようになった事例もあります。保護者も最初は薬を飲ませることに抵抗を持っていましたが、児童がとても落ち着いて生活でき、友達との関係も良くなり、とても喜んでいました。薬の処方というのも一つの選択肢だと思います。他に何かご意見、ご質問はありますか。

(芳賀委員)

医師の診断がない発達障害児童生徒の数は、教員が、児童生徒について発達障害なのではないかと判断した数なのでしょうか。

(教育長)

そうです。発達障害かどうかをチェックするチェックシートがありますので、それに 従ってチェックをしていき、その結果として、発達障害なのではないかと判断した数と いうことです。

(芳賀委員)

その子が発達障害かどうか分かっていると、教員も指示の仕方を変えたり、順序立て て指示をしたりなどの対処ができるので、子どもにとっても、教員にとっても良いこと だと思いますので、発達障害があると分かっていた方が良いと思います。

(教育長)

先程、渡辺委員から学校医をうまく活用したらどうか、という話がありましたが、スクールカウンセラーを活用するという方法もあると思います。中学校は週に1回スクールカウンセラーがいますが、小学校でいうと月に1回程度しか回ってきませんので、もう少し増えると良いと思います。

(芳賀委員)

小学校のうちから発達障害が分かる方が良いですよね。

(教育長)

そう思います。他にご意見、ご質問はありますか。

(渡辺委員)

不登校の子ども達のその後の進路などは分かっているのでしょうか。

(学校教育課長)

多くの子ども達は、高校や専門学校などに進学をしています。

(教育長)

豊橋市立高校にも、不登校だった生徒達が進学しています。

(芳賀委員)

進学をしてからは、うまく通えているのでしょうか。

(教育部長)

立ち直って頑張っている子達もたくさんいます。

(朝倉委員)

高校ですと、経済的な理由で不登校になってしまう子達はいませんか。

(渡辺委員)

不登校の理由として、家庭の事情などもあるのでしょうか。

(学校教育課長)

統計上は、そのような理由で不登校になっているかどうかは把握しておりません。

(渡辺委員)

不登校の子には、主に生活サポートの先生が関わっているのでしょうか。

(学校教育課長)

そうです。基本的に支援の窓口は生活サポート主任で、各学校に1名配置しています。

(高橋委員)

生活サポートの先生が1名ということの妥当性については、どのように考えていますか。

(学校教育課長)

不登校の生徒数が多い学校については、担任や関係機関と連携して素早く対応していくことが大切なので、1名だけでは大変だと思います。

(高橋委員)

生活サポート主任のような職責の先生について、その先生自身にもストレスがかかる と思います。各学校に1名ということで、同じ立場の同僚がいないということですよね。 そのような状況について気になることはありませんか。

(学校教育課長)

生活サポート主任1人に全て任せる、というようなことはありません。管理職に相談をしたり、担任とも連携をしたりしています。生活サポート主任の役割は、関係機関との連携や、保護者対応、スクールカウンセラーへ繋げていくといったことになります。

(教育長)

家庭的な問題を抱えている場合でも、生活サポート主任がその家庭に行き、話をしなくてはならないという現状があります。スクールソーシャルワーカーが学校にいれば、そのような場合に対応ができます。ただ、スクールソーシャルワーカーについては、まだ広がってきてはいないので、スクールカウンセラーがもっと頻繁に学校に来て、個の支援をするのと同時に、スクールソーシャルワーカーが、問題のある家庭に入り込んで、横の繋がりをきちんと持っていて、ケース会議などを開くことで一定の方向性は見えてくると思います。

スクールソーシャルワーカーは、豊橋にはいないのですか。

(教育長)

今年度1名配置をしましたが、全ての学校を回ることができないので、まずは現在3 校での支援を始めたところです。

(渡辺委員)

市の予算で配置をしているのですか。

(教育長)

そうです。この取組みがうまく機能するようになってくれば、さらに配置を拡大して いく必要があると思います。

(渡辺委員)

各校に1人は配置して欲しいですね。

(教育長)

そうですね。

(学校教育課長)

スクールソーシャルワーカーについては、人材の確保が課題です。

(渡辺委員)

長期的な視野で、スクールソーシャルワーカーのなり手を増やしていくようにしていかないといけないと思います。

(朝倉委員)

教員が社会福祉士の資格を取ることはできるのですか。

(芳賀委員)

養成校に通って、試験を受けることで、資格を取ることはできます。ただ、学校に通 わないといけないので、時間的に余裕がないと難しいです。

(高橋委員)

学校に勤務しながら資格を取る、ということは負荷がかかりすぎるということですね。

(芳賀委員)

通信教育もありますが、自分で勉強をしていかないといけないので、ハードルが高い と思います。

(朝倉委員)

資格を取ろうとしている人に対しての支援や、人材の養成というのは市としてはできないのですか。例えば、資格取得に必要な費用を市が一部負担することや、勤務の負担を軽減するといったことです。外から人材を確保しようとすると、人材の取り合いになるので、教員を養成することで人材を確保することはできないのでしょうか。

(芳賀委員)

現実的には、スクールソーシャルワーカーになると、教員の枠から外れてしまうので、 教員とスクールソーシャルワーカーの仕事の両立はできないと思います。

(高橋委員)

教員がスクールソーシャルワーカーになるという議論は一旦置いておいて、人材を育てるという視点は必要ですよね。

(朝倉委員)

例えば、養護教諭で年配の方をスクールソーシャルワーカーとして育成するといった 方法はどうでしょうか。

(高橋委員)

あまり限定的な育成の仕方をしてしまうと、スクールソーシャルワーカーは、年配の 女性の先生というように偏りが出てしまい、多様性が損なわれてしまいますが、何らか の方法で人材を育てていくということは必要だと思います。

(教育長)

子どもへの支援として、1つ例を出しますと、名古屋市は独自の財源を使ってスクールカウンセラーを増やしました。単純に増やせば良いというものではないと思いますが、スクールカウンセラーを増やすことで子どもへの支援ができるというのは確かなことですので、例えば今度の総合教育会議で、1つの方策として、スクールカウンセラーを増やしていくといったような、予算につながるようなことが委員の皆さまから伺えれば、総合教育会議の議題として挙げられるかと思います。

スクールソーシャルワーカーの話に戻りますが、専門学校との連携はできているので しょうか。

(学校教育課長)

できていないです。

(渡辺委員)

そういったところと連携がとれていないといけないと思います。密に連携をすることで、専門学校の卒業生を学校に送ってもらうことができるのではないでしょうか。資格が必要ですので、卒業してすぐスクールソーシャルワーカーとして働けるわけではないですが、専門学校との太いパイプを作っていくことが大事だと思います。

(教育長)

ありがとうございます。後はいかがでしょうか。

(高橋委員)

小中学校の経験がない新卒の人が来ても、学校現場としては不安だと思います。

(学校教育課長)

人材を育てる、スーパーバイザーのような人の配置も、スクールソーシャルワーカー を増やしていくには必要だと思います。

(高橋委員)

資格をもっていても、学校のことを知らない人に対して、スクールソーシャルワーカーの「スクール」の部分をどうやって教えて、育てていくかという課題はでてくるでしょう。

(教育長)

今年度採用したスクールソーシャルワーカーは、退職校長と一緒に学校を回り、学校 とはこういうものだ、ということを学んでいます。また、児童相談所などへ行くことで 横の繋がりを持つようにしています。

後はいかがでしょうか。不登校、発達障害、就学援助に関するところで、予算化できると、現在よりも子ども達の支援になるといったことがあればお願いします。

就学援助を受けている子と、不登校や発達障害の子の関連性で何か分かることはありますか。

(学校教育課長)

そのような集計はありませんので、関連性については把握しておりません。

(芳賀委員)

小学校高学年や中学生になると、家庭が経済的に貧しい場合に、弟妹の面倒を見たり、 家のことを手伝ったりしなくてはならず、学校を休みがちになってしまい、授業に付い て行けずに不登校になってしまうケースがあると思います。就学援助と不登校の相関性 が分かると何か対策ができるかもしれません。

(高橋委員)

親が安定した仕事に就けていないと、子どもが不安定になってしまうという傾向があると聞いたことがあります。親の社会環境や経済環境も昔とは違ってきています。また、 急に経済的に困窮してしまうといったこともありますので、経済的な面と不登校について、定量的に相関関係を出すというのは難しいかもしれませんね。

(学校教育課長)

そうですね。不登校については、複合的な要因があり、一概には言えない部分がある と思います。

(教育長)

私が現場にいた時に、スクールカウンセラーの力は大きいなと感じたことがあって、 経済的に恵まれていない子ども達が学校に来た時に、スクールカウンセラーと話をする と、子どもの置かれている状況を素直に話してくれることがあります。スクールカウン セラーが不登校を減らす大きな存在だと感じました。現在、学校現場の方からも、もっ とスクールカウンセラーに来てほしいといった声がありますので、子ども達のためにも、 支援をしていけたらと思っています。

(渡辺委員)

教員の多忙化を解消する意味でも、教員以外の人材を学校に増やしていかないと、教 員の多忙化は解消できないと思います。学校は先生がいれば成り立つ、という概念を捨 てて、教員と学校を運営する職員は別だ、というように考えてほうが良いと思います。

わかりました。では、不登校や発達障害と関連させて、教員の多忙化について総合教育会議の議題として挙げていくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

ありがとうございます。続いて、生涯学習課長から説明をお願いします。

■生涯学習課長 協議事項(1)について説明(別添資料)

(教育長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(朝倉委員)

少年自然の家と野外教育センターについて、同じような施設で、老朽化などの同じような事が問題となっているので、どちらかに統合することはできないのかと思いましたが、地図で見ると2つの施設はずいぶん距離が離れているので、どうしたら統合できるでしょうか。

(高橋委員)

そもそも、なぜ隣接地に似たような施設ができたのでしょうか。経緯について何か分かりますか。

(教育長)

元々、野外教育センターは学校教育課の所管で、少年自然の家が青少年課の所管でした。そこで、子ども達は野外教育センターを利用して、少年自然の家は一般開放するような別管理になっていたと思います。

(渡辺委員)

野外教育センターは、学校以外は使えないと言われていましたよね。

(教育長)

そうです。この2施設を生涯学習課で一本化して所管するようになって、野外教育センターと少年自然の家のどちらも一般開放されるようになりました。

(朝倉委員)

冬場に稼働率が落ち込むことについて、社会人と子ども達が使う時期をずらしていけば、稼働率を平準化することは可能ではないかと思います。

(高橋委員)

防災の観点から考えて、どちらを取捨選択するかという問題もあると思います。実際 に津波がどこまで来るかということにもよりますが、施設を集約するという発想は出て くるでしょうね。

(渡辺委員)

少年自然の家から、海に下りる道は以前使えたと思いますが、現在は使えないのですか。

(生涯学習課長)

現在は使えません。昨年橋桁が壊れまして、補強はしたのですが、通行するには心配だということでこの道は子ども達は通さないようにしています。

(渡辺委員)

道が使えれば、遠回りをする必要はないですね。

(生涯学習課長)

そうですね。なお、海抜についてですが、野外教育センターの下のキャンプファイヤーをやる場所で25メートル、野外教育センターの建物までが35メートルで、少年自然の家については65メートルですので、現在の想定では津波は到達しないと想定しています。ただ、地震が来た際には土砂崩れの心配があると思われます。

(高橋委員)

崩落の恐れがあるということですね。

(生涯学習課長)

そうです。

(渡辺委員)

青少年センターと、少年自然の家及び野外教育センターとでは宿泊する方の層が違いますよね。

(生涯学習課長)

青少年センターは、青少年団体の方達が子どもを連れて宿泊することが多いです。

(教育長)

青少年センターは、グラウンドがあり、少年野球などに使えるため、青少年団体の方が利用します。

(渡辺委員)

必ずしも宿泊はしなくても良いのですか。

(生涯学習課長)

そうです。青少年センターの宿泊棟についても必ずしも必要ではないと言えるかもしれませんが、関係する団体の意見も聞きながら検討していく必要があります。

(渡辺委員)

少年自然の家と野外教育センターは学校が利用しますので、きちんとした宿泊施設は 必要ですよね。

(生涯学習課長)

そう思います。

(高橋委員)

今後も継続的に少年自然の家や、野外教育センターに子ども達を行かせたいか、という話と施設の整備というのはセットになると思います。あれほどの砂浜があって、ウミガメが来るようなところというのは、全国を見ても少ないですから、今後も子ども達に利用させたいというのであれば、整備はきちんとしておかなくてはいけないと思います。

(教育長)

魅力ある豊橋を作って、郷土を愛する子ども達を育てようとするならば、きちんとした宿泊施設があって、宿泊した子ども達が「豊橋にこんな施設があるんだ、僕達はここに泊まったんだ」と胸を張って言えるような施設が必要です。

現在、三遠南信交流で、豊橋に宿泊する施設がないので、岡崎まで行って宿泊をしています。豊橋には泊まるところがないというのが現状です。

(朝倉委員)

自然がある中に施設を建てられるという状況がありますので、改修する施設を片方に

絞るなどの方策を取るのも良いかと思います。

(高橋委員)

集中投資ということですね。例えば片方を売却して、その売却益でもう片方の改修をするということも考えられるかもしれません。

(渡辺委員)

施設利用の目的を明らかにして、それに見合う施設を作っていくということではないでしょうか。施設の場所自体はとても良いところだと思います。

(教育長)

この案件につきましては、早急に結論を出すようなものではありませんので、委員の 皆様のご意見を聞きながら、総合教育会議にも図って、市長の耳に入れておきたいとい うことです。

(生涯学習課長)

委員の皆様にも一度現地を見ていただければと思います。

(教育長)

いただいたご意見を参考に、教育委員会からの提案として、今度の総合教育会議の議題として挙げていきたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

それでは、「日程第3 報告事項」に移ります。

「教職員のストレスチェックの実施について」を事務局から説明してください。

■保健給食課長 報告事項について説明(別添資料)

(教育長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問はございませんか。

ないようでしたら、続いて、日程第4「定例会の日程等について」を事務局から説明 してください。

■教育政策課主幹 日程について説明(別添資料)

他に何かありませんか。ないようでしたら、以上をもちまして本日の予定を終了いたします。ありがとうございました。

午後4時50分 閉会

豊橋市教育委員会教育長

委 員

委 員